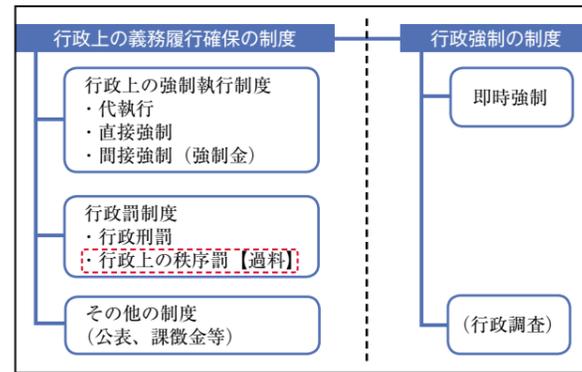


図表3 行政上の義務の実効性確保に関する現行制度の体系⁴

4. 市区町村における【過料】活用の事例について

平成11年の地方分権一括法における改革の一環で、地方自治体が自ら制定する条例に基づき、【過料】を科すことが可能となりました。

地方自治体は、条例違反者に対して【過料】を科すことで、行政上の課題に対して主体的かつ強制力を伴って対処し、住民の生活環境の向上に役立てています。

【過料】活用の事例として、路上喫煙及び空き家の問題に対する、市区町村の取り組みを紹介します。

■事例① 千代田区生活環境条例による路上喫煙対策⁵

千代田区は、生活環境条例（平成14年10月1日施行）に基づき、路上喫煙禁止対策を推進しています。

区長が指定した「路上禁煙地区」では、道路上で喫煙する行為及び道路上（沿道植栽を含む）に吸い殻を捨てる行為が禁止され、違反した者は2万円以下（当面は2千円）の過料が科されます。警察官OBによる選任職員がパトロールを実施し、平成14～23年度累計で約5万5千件、約1億1千万円の過料を徴収しました。

■事例② 横須賀市空き家等の適正管理条例による空き家対策

神奈川県横須賀市では、空き家等の適正管理条例（平成24年10月1日施行）に基づき、空き家等（市内に所在する建物及びこれに附属する工作物で、常時無人の状態または常時使用されていない状態にあるもの等）の所有者等に対して住居の適正管理を促しています。規定による命令に従わず、必要な措置を講じなかった者は、5万円以下の過料に処するとしています。

5. 【過料】の効果や活用の注意点等について

「行政上の秩序罰」としての【過料】は、行政上の過去の義務違反に対する制裁であり、原則として1回科すことができます。上記の事例①の路上喫煙対策の場合、千代田区が【過料】を科すことが、喫煙者に対して「路上禁煙地区」

での喫煙を止めさせる誘因となります。

なお千代田区は、この【過料】を「あくまで人々のマナー・モラルの向上を呼び起こす『手段』」であり、それにより、安全で快適なまちを築いていくことが本来の『目的』⁶としています。

それに対して事例②の空き家対策の場合、横須賀市が1回【過料】を科しても、空き家所有者に対して住居の適正管理を行わせる誘因とならないことが考えられます。これは、所有者にとって【過料】の金額が、建物を修繕や撤去するための費用と比較して低額すぎるため起こる問題です。結果として、所有者は横須賀市に過料を1回払い、その後は空き家を放置してしまう可能性があります。

そこで空き家対策のような【過料】の効果が弱い事例に対して、市区町村による活用が考えられるのが、図表2③の執行罰⁷としての過料です。「執行罰としての過料」は、「過料」による心理的圧力によって将来に向けて義務の履行を図る制度であり、過去の行為に対する制裁ではないため、目的を達するまで複数回、繰り返し科すことができます。ただし、執行罰の適用のためには法律の根拠が必要と解されていますが、現在は適用事例が存在せず、また、砂防法以外の根拠規定が残っていないことから、国による法律の整備が求められるところです。

6. おわりに

これまで述べてきたように、いわゆる「罰金」には様々な区分があります。その中でも【過料】は、市区町村が行政運営を行っていく上で主体的に活用でき、また住民生活に密接に関わることから、重要な制度であると言えるでしょう。この用語の解説が【過料】についての理解を助け、そのことが皆さんの仕事に役立てば幸いです。

1 「かりよう」と読むが、「過料」は「あやまちりょう」、「科料」は「とがりょう」と読むこともある。

2 行政上の義務違反に対して、一般統治権に基づいて科される制裁罰金を科す有罪判決が確定すると前科として扱われる。

3 出典：総務省「地方分権の進展に対応した行政の実効性確保のあり方に関する検討会報告書」から作成

4 出典：同「地方分権の進展に対応した行政の実効性確保のあり方に関する検討会報告書」から引用

5 出典：千代田区「千代田区生活環境条例のあらまし」から引用

6 義務者に自ら義務を履行させるため、あらかじめ義務不履行の場合には過料を課すことを予告するとともに、義務不履行の場合にはその都度過料を徴収することによって、義務の履行を促す間接強制の手法

先進事例紹介 ～今後の施策検討に向けて～

都市型観光の推進について ～兵庫県西宮市～

1. はじめに

西宮市は、大阪市と神戸市のほぼ中間に位置する人口約49万人の都市で、中核市に指定されています。市域は南北に広く、ヨットハーバーから山あいの温泉地まで多様な環境を有しています。阪神甲子園球場が所在することや、清酒の醸造地としても有名ですが、9の大学・短期大学が立地し¹、また、「住みたい街ランキング2013」行政市区別（関西編）²で1位を獲得しています。

西宮市は、昭和38年に行った「文教住宅都市宣言」をまさに体現するような、良好な住宅地と恵まれた教育環境を有する自治体ともいえます。

このような特徴を持つ西宮市ですが、年間約1,200万人の来訪者を産業活動に結びつけ、西宮市の持つ多様かつ多層的な魅力を体感できる「都市型観光」を推進するために、平成23年3月に「西宮市都市型観光推進計画」を策定しました。

2. 西宮市都市型観光推進計画の概要

(1) 基本理念

「西宮市都市型観光推進計画」では、基本理念を「市民力で西宮の魅力創造」と定めています。平成21年度の西宮市の主要な観光地入込数³は、「阪神甲子園球場（野球観戦）」と「西宮神社（参拝）」が全体の約5割を占めています。また、市民は、「自分の住んでいる地域以外の西宮の魅力について、あまり知らない」傾向にあるとのこと。このようなことから、西宮の魅力創造し、再発見し、周遊性を高める「まち歩き」を中心とした、まちなか観光を推進することとしています。

(2) 4つの基本方針と取り組み

①企業・市民等の参画による観光推進力づくり

これまでも市民ボランティアガイドの養成に取り組んでいましたが、さらに多くの事業者も含めたネットワーク作りに取り組んでいます。

②多彩に楽しむ「まちなか観光」の創出

西宮の多彩な魅力を市内外の参加者に体感し、楽しんでいただく観光イベント「西宮まちたび博」を開催しており、平成24年度は39コースの「まちあるきプログラム」と110の「まちなか体験プログラム」を実施しました。

③基本的な観光基盤の構築

国の「ふるさと雇用再生特別基金事業」を活用して、西宮の地産、名産を紹介する西宮いいもの発信情報誌「にしのみやげに」や、西宮まちあるき情報誌「ウブスナ」を発刊し、鉄道事業者などには配布協力をしてもらっています。今後は、観光協会の組織強化と共に、「まちなか観光案内所」を設置することが課題です。

④内外への情報発信の強化

いわゆる「ご当地キャラ」の「みやたん」の活用や、情報誌「るぶ西宮市」の発行などで、平成24年度には広告換算値で約2億6千万円の効果を生みました。



▲西宮市観光キャラクター
みやたん

3. 今後の展望

平成25年10月から26年3月までの間、市全域で開催されている「西宮まちたび博2013」は、発売後すぐに売り切れるプログラムがあるほどの人気で、総合的に都市型観光を推進している成果の一面が表れています。今後は、観光協会を中心として、住民や事業者が参画する観光プラットフォームの構築や、すでに確立している既存事業との連携が、都市型観光をさらに発展させるためのキーワードになっています。

1 「平成25年度学校基本調査結果報告書兵庫県の学校」(兵庫県)による。

2 株式会社リクルートホールディングス「SUUMO」による。

3 地域(自治体)に訪れた来訪客のこと。